

大阪市告示第688号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年5月23日

大阪市長 横山 英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ABC-MART梅田ビル

大阪市北区茶屋町1番27号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

（変更後）

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口 実

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

外2者

(変更後)

株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口 実

東京都渋谷区神南一丁目11番5号

外4者

(4) 変更年月日

① 令和3年4月1日

② 平成25年4月19日

平成27年3月27日

平成30年4月25日

令和4年4月25日

2 届出年月日

令和7年4月25日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T C ビル O' s 棟南館4階

(2) 期間

令和7年5月23日(金)から令和7年9月24日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 9 月 24 日 (水)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)